

電子投票について

- 1 沿 革
- 2 投票の流れ
- 3 タブレットの操作方法
- 4 開票への効果
- 5 実施にあたっての課題
- 6 電子投票に関する視察の確認事項（案）

1 沿革

平成14年 2月 公職選挙法の特例が施行(総務省)

電磁的記録式投票機を用いた投票(電子投票)を行うことが可能に。

【電子投票を行うことのできる選挙】

地方公共団体の議会の議員・長の選挙

福岡県議会議員一般選挙、福岡県知事選挙
北九州市議会議員一般選挙、北九州市長選挙

※ 現在、国政選挙では、電子投票を行うことはできません。

【電子投票を行うことのできる投票】

(当日)投票所・期日前投票所における投票
(点字投票、不在者投票、郵便投票及び仮投票は除く。)

※ 各地方自治体において、電子投票を行う旨の条例を制定する必要がある。



1 沿革

平成14年 6月 岡山県新見市において、電子投票を実施(全国初)

平成15年 7月 岐阜県可児市において、電子投票を実施

機器トラブルにより、「投票遅滞」「投票数と開票数の不一致」が発生後に最高裁で「選挙無効」の判決

合計10市町村・28回の選挙において、電子投票を実施以降、令和6年12月まで、約8年間実施されず

令和 6年 6月 令和2年に続き、電子投票システムの技術的条件等を改訂(総務省)

「タッチペン方式」の追加や市販のタブレット端末の活用など(要件緩和)

令和 6年12月 大阪府四條畷市において、電子投票を実施

約8年ぶりの電子投票実施

令和 8年 3月 宮崎県新富町において、電子投票を実施

令和 8年 8月 福岡県粕屋町において、電子投票を実施予定(福岡県初)

電子投票に係る 北九州市と大阪府四條畷市・宮崎県新富町の比較表

	北九州市	大阪府四條畷市	宮崎県新富町
導入年月	—	R 6. 1 2	R 8. 3
対象選挙 (執行年月)	市議選 (R 7. 2)	市長選・市議補選 (R 6. 1 2)	町議選 (R 8. 3)
有権者数 (選挙時)	770,099人	44,901人	13,409人
投票所数	238箇所	16箇所	14箇所
開票所数	7箇所	1箇所	1箇所
投票者数	306,310人	19,102人	3,662人
投票率	40.12%	42.54%	27.31%
開票人員 (前回比)	950人 (-)	80人 (▲53人)	36人 (▲25人)
開票時間 (短縮時間)	2時間30分 (-)	1時間40分 (ほぼ変わらず)	42分 (約1時間)
導入経費	概算見積額 約200,000千円	約4,500千円	約1,100千円

2 投票の流れ

現行の投票

名簿対照 (受付)



入場整理券と選挙人名簿抄本を照合して、投票できるか(※)を確認する。

※ 名簿に登録があるか？
すでに投票が済んでいないか？

用紙交付



投票できることが確認された来場者に対し、入場整理券と引き換えに投票用紙を交付する。

投票記載



来場者は、投票用紙に候補者名や政党名を記載する。

投票



来場者は、投票用紙を投票箱に投函する。

2 投票の流れ

電子投票

名簿対照
(受付)



「用紙交付」「投票記載」「投票」が
「タブレットの操作」に
置き換わる。



- ①「投票用紙」がなくなる。
- ②「書く」がなくなる。
 - ※1 開票において、誰に投票したのか判別しにくい「疑問票」がなくなる。
 - ※2 候補者名等を記載せず、投票する「白票」相当の機能あり。
- ③「投票箱」「投函する」がなくなる。

3 タブレットの操作方法



① 投票を開始する

※2 次の使用者(選挙人)は、タブレットの鍵を開ける操作をします(投票できるようにします)。



② 候補者を選ぶ

タブレット操作を案内・補助する
人員の配置が不可欠

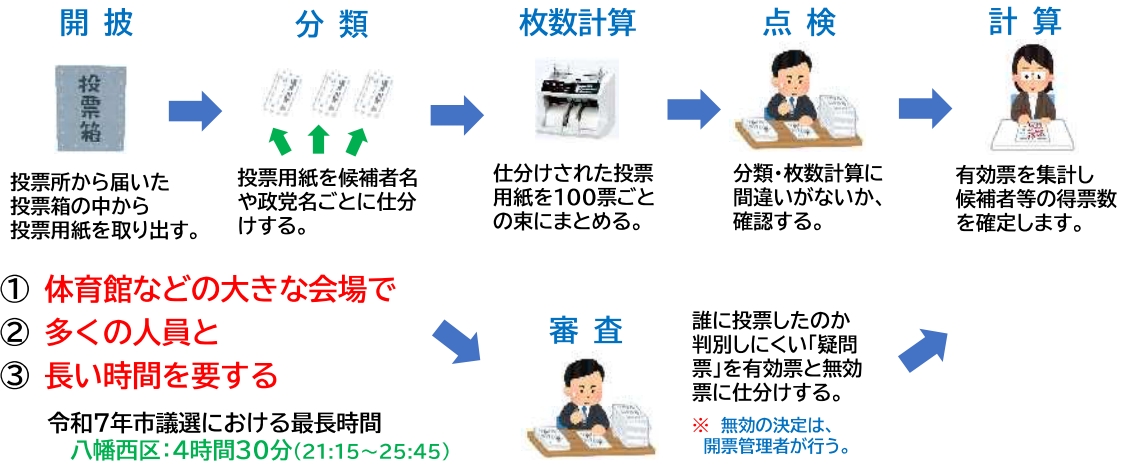


③ 確定する(完了)

※1 確定後は、同じ選挙人が2度目の投票ができないよう、タブレットに鍵がかかります(投票できないようになります)。

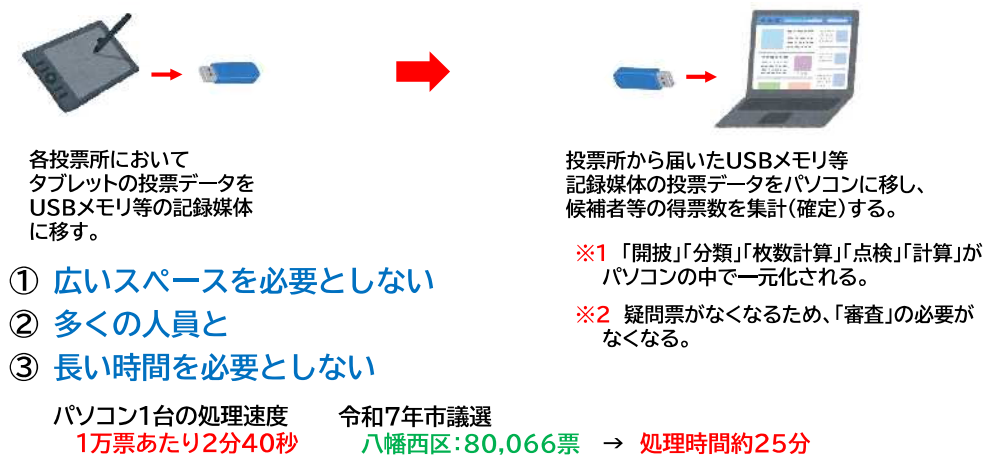
4 開票への効果

現行の投票における開票の流れ



4 開票への効果

電子投票における開票の流れ



5 実施にあたっての課題

実施環境の整備

① 条例の制定

電子投票を行うことについて、市民の理解を得る必要がある。

広報活動や操作体験会の開催など

② 必要経費

機材レンタル費や専門人材の配置など、実施に要する費用が、概算で約2億円と高額である。

5 実施にあたっての課題

投票所運営体制の整備

③ タブレット操作の案内・補助

混乱が生じることなく、選挙人が円滑に投票することかできるよう、新たな対策について検討する必要がある。

案内・補助する人員の配置

投票所内導線の確立

広報活動や操作体験会の開催など(再掲)

5 実施にあたっての課題

その他

④ 電子投票を「行う選挙」と「行わない選挙」のすみ分け

衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙は、電子投票の対象となっていないため、電子投票導入後は、2種類の投票方法が混在することとなる。

選挙人が混乱しないよう対策することはもちろんであるが、選挙管理委員会の事務に取り違えないよう、十分留意して臨む必要がある。

⑤ ブラックボックス化による疑念への対応

6 電子投票に関する視察の確認事項（案）

【投票】

- 1 二重投票防止の対策
- 2 複数選挙の場合の対策
- 3 投票立会人の役割
- 4 候補者（政党）が多い場合の、端末画面の表示（画面の切替方法）

【開票】

- 1 異議申出などへの対応
- 2 集計作業の確実性